

災害対応における土地利用計画ガイドライン策定業務委託仕様書

1 総則

本仕様書は、三重県(以下「甲」という。)が受託者(以下「乙」という。)に委託して実施する災害対応における土地利用計画ガイドライン策定に係る業務(以下「本業務」という。)に適用する。

2 本業務の目的

大規模災害発生後の混乱した状況下において、市町内で使用可能な土地が大きく制約される中、円滑かつ迅速な災害対応を可能とするためには、応急期に必要な機能の配置をあらかじめ想定しておくことが重要であることから、機能を配置する際に必要な環境条件や規模、配置方法について検討・整理を行い、モデル市町(明和町)において、災害時土地利用計画を策定するとともに、得られた知見等をふまえて、市町が活用できるガイドラインを策定する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日(金)まで

4 委託上限額(金額には消費税及び地方消費税を含む)

委託上限額は以下のとおりとする。

委託上限額:7,997,000円(消費税及び地方消費税 727,000 円を含む)

5 業務内容

(1)ガイドラインの策定

災害時応急期において必要となる機能を整理し、配置条件や必要期間等の検討を行い、各市町が土地利用計画を円滑に策定できるガイドラインを策定すること。策定にあたっては、モデル市町(明和町)の土地利用計画を策定していく中で得られる知見や、市町との意見交換の内容等をふまえて、三重県の実態に応じたものとする。

①計画対象となる機能

三重県および県内市町の地域防災計画や他県の土地利用に関する計画等を収集し、大規模災害時に必要となる機能を整理する。想定している機能は以下のとおりである。

- ・ 応急仮設住宅建設用地
- ・ 災害廃棄物仮置場
- ・ 資機材置場
- ・ 仮埋葬地

- ・ 応急救助機関の活動拠点
- ・ その他必要となる機能

②機能ごとの配置条件や留意すべき事項

上記で設定した機能ごとに配置するにあたっての土地の条件(規模、設備、環境)や留意点を整理する。

③機能ごとの配置必要時期及び期間

機能ごとに配置必要時期及び期間を設定する。

また、時間経過により、必要量が変化する機能や、一定期間が経過し、用地の利用が終了したものについては、別の機能への転用が可能となるため、時系列で必要な機能を確認し、整理する。

④機能ごとの利用調整方法(優先順位、設置時期等)

土地に対して、②、③で整理した配置条件、配置必要期間を当てはめた際、複数の機能が重複した場合における利用調整ルール(優先順位)等を整理する。

⑤機能ごとの必要面積(規模)の算定方法

三重県の地震被害想定調査結果を基に、各機能の必要面積(規模)の算定に用いる情報(被災想定項目)を整理する。整理した被災想定項目と、国および三重県の各計画に基づき必要面積の算定方法を設定する。

必要面積の算定にあたって、対象とする災害は、南海トラフ地震(想定最大規模:L2)とする。

⑥民有地の利用方法

公共用地の不足が見込まれる場合を想定し、機能ごとに民有地を利用する方法について、整理する。

⑦市町内で土地が確保できない場合の対応方法

市町内で土地が確保できない場合の対応方法について、整理する。

⑧その他、土地利用計画策定に必要な内容については、甲と協議の上で決定すること

(2)モデル市町(明和町)の土地利用計画策定

モデルとなる市町(明和町)において、土地利用計画を策定する。なお、詳細につい

ては、甲と協議の上、決定する。

(3)市町との意見交換

三重県の実態に応じたガイドラインを策定するため、県内市町と意見交換を3回以上実施し、その結果をガイドラインに反映すること。詳細については、甲と協議の上、決定する。

(4)有識者等への意見聴収

- ・ ガイドライン及びモデル市町における土地利用計画を策定するにあたり、有識者に意見聴収する。
- ・ 詳細については、甲と協議の上、決定する。

(5)その他、本業務の目的を達成するのに必要な事項については、甲と協議の上で決定すること。

6 打ち合わせ協議

- ・ 打ち合わせ協議については、県と5回以上、モデル市町と3回以上実施する。
- ・ 受託者は終了後速やかに記録簿を提出すること。

7 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。なお、すべての成果品については、電子媒体の形式でもあわせて提出するものとし、提出先は三重県防災対策部災害対策推進課とする。また、取りまとめ方法については、甲と協議の上、決定する。

- ① 報告書(A4 版で製本したもの) 2部
- ② 災害対応における土地利用計画に係るガイドライン(仮称) 2部
※報告書とは別添で提出すること
- ③ モデル市町(明和町)の土地利用計画書 2部
- ④ 本業務の検討のために使用した参考資料及び基礎データ 一式
- ⑤ 打ち合わせ等の記録 一式

8 成果品の権利

本業務において作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は甲に属するものとする。

9 守秘義務

本業務の実施過程で知り得た情報については、甲の了解なく第三者に漏らしてはな

らない。

10 その他の注意事項

本業務において、各種資料の使用や、必要に応じて現地調査を行うにあたり、関係者の承認が必要な場合は、原則として乙がその手続きを行うものとする。

また、法令等により官公庁への申請が必要な場合についても、同様とする。